令和8年度新中学1年生の保護者の皆様へ

熊野町教育委員会

## 就学援助新入学学用品費等の入学前支給のお知らせ

熊野町では令和8年度に中学校に入学されるお子様がいるご家庭で、経済的にお困りの保護者(<u>※認</u> <u>定基準に該当する場合</u>)に新入学学用品費等の支給を<mark>入学前の2月末</mark>に行います。詳しくは以下をご覧 ください。

## 〇支給の対象となる方

## 以下の要件を全て満たしている方

- ・令和8年4月に熊野町立中学校又は町外の国公立中学校に入学予定の児童の保護者
- 基準日(令和8年2月1日)に熊野町に在住している方
- ・期日(令和7年12月19日(金))までに「令和7年度就学援助費申請書兼世帯票」を提出し、 就学援助(準要保護)の認定を受けた方
  - ※対象外となる方(以下のいずれかに該当する方)
  - ・国公立中学校以外の学校(私立中学校等)に入学する児童の保護者
  - ・生活保護の入学準備金を受給される方
  - ・熊野町以外で新入学学用品費等の支給を受けられた方

### 〇申請方法及び申請締切

- ·申込締切:令和7年12月19日(金)締切厳守
- ・提出書類:「令和7年度就学援助費申請書兼世帯票」及び「支払金口座振替依頼書」
- 提出先:お子様が通っている小学校
  - ※なお、<u>すでに「令和7年度就学援助制度」において「準要保護」の認定を受けている方について</u> は、再度申請していただく必要はありません。
  - ※「令和7年度就学援助制度」において「準要保護」の認定を受けており、<u>私立中学校に進学する</u> <u>予定のある方は、進学が決定した時点で「就学援助新入学学用品費等入学前支給辞退届」を提出</u> <u>していただきます。また、入学前支給をご希望されない方についても、**令和8年2月2日**(月) **までに**辞退届を提出していただきます。熊野町教育委員会教育総務課にお申し出ください。</u>

## ○支給額及び支給時期等

- 支 給 額:85,730円(内訳:新入学学用品費63,000円、学用品費22,730円)
- 支給時期:令和8年2月27日(金)
- 支給方法:在籍する小学校から指定された保護者の口座に振り込みます。

#### 〇注意事項

・<u>令和8年2月2日以降に熊野町から転出をされても、新入学学用品費等の返還は求めませんが、転出先自治体に、熊野町で新入学学用品費等の就学前支給を行った旨の通知を行いますので、ご了承</u>ください。(※二重払いを避けるため)

ただし、<u>支給後に私立中学校への進学が決定した場合には、事実が判明した日から14日以内に支</u> 給額全額を返還していただきます。

- ・今回の新入学学用品費等の支給を受けた場合でも、「令和8年度就学援助制度」をご希望する場合は 別途申請していただく必要があります。「令和8年度就学援助制度」のお知らせについては、令和8 年1月に配付予定です。
- ・今回の新入学学用品費等の支給を受けた方については、「令和8年度就学援助制度」に認定された場合でも「新入学学用品費」および「学用品費」の支給は受けられません。

## 就学援助新入学学用品費等支給までの流れ



「令和7年度就学援助制度」で「準要保護」の認定を受けている。



経済的に就学困難な状態にあり 就学援助新入学学用品費等の支給を希望する。

P100 (A) +31

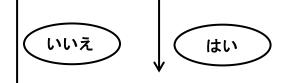
いいえ

下記のいずれかに該当する。

- ・私立中学校に進学予定である。
- ・入学前支給を希望しない。

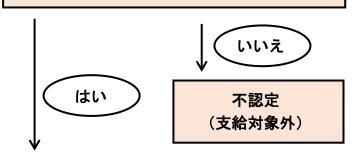
令和7年12月19日(金)までに 「令和7年度就学援助費申請書兼世帯票」 及び「支払金口座振替依頼書」を在籍する 小学校に提出してください。

※申請書は各小学校及び熊野町教育委員会教育総務課にあります。 ※不認定となった場合は、口座振替依頼書を申請者に返却します。



令和8年2月2日(月)までに 熊野町教育委員会教育総務課に お申し出ください。

「就学援助新入学学用品費入学前支給 辞退届」を提出していただきます。 「令和7年度就学援助制度」での 「準要保護」の認定基準に該当する。 ※認定基準については裏面をご覧ください。



# 令和8年2月27日(金)に新入学学用品費等を支給

- ・今回の審査の結果、不認定となった場合でも「令和8年度就学援助制度」で「準要保護」の認定を受けた場合には、令和8年度1学期中に新入学学用品費等の支給を行います。
- ・今回の審査で用いる基準は「令和7年度就学援助制度」の基準となります。「令和8年度就学援助制度」では新年度の審査基準を用いますので、審査結果が変わる場合があります。
- 令和7年12月19日(金)までに申請書を提出し、新たに「令和7年度就学援助制度」で「準要保護」の認定を受けた場合には、今回の新入学学用品費等の入学前の支給の対象となるとともに、3学期からの学用品費や給食費等の他援助費目についても援助の対象となります。

### 〇お問い合わせ先

〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

熊野町教育委員会 教育総務課 TEL:082-820-5620

# 令和7年度就学援助制度(準要保護)認定基準

区分	申請理由	添付書類
1	生活保護を受けている	新入学学用品費等支給対象には該当しません。
2	生活保護が停止又は廃止に なった世帯	生活保護停止又は廃止決定通知書の写
3	<ul><li>・町民税の減免世帯</li><li>・個人事業税の減免世帯</li><li>・固定資産税の減免世帯</li></ul>	<ul><li>・町県民税課税賦課決定減額通知書の写(令和7年度)</li><li>・個人事業税減免通知書の写(令和7年度)</li><li>・固定資産税賦課決定減額通知書の写(令和7年度)</li></ul>
4	国民年金保険料の減免世帯	<ul><li>・障害、母子福祉、準母子福祉年金証書の写</li><li>・国民年金保険料免除申請承認通知書の写</li></ul>
5	国民健康保険税の減免又は 徴収猶予世帯	国民健康保険税免除申請に伴う決定書の写
6	児童扶養手当を受けている 世帯	児童扶養手当証書の写
7	生活福祉資金の貸付を受け ている世帯	生活福祉資金の貸付決定通知書の写
8	雇用保険の失業給付を受け ている世帯	雇用保険受給資格者証の写
9	生活状態が不安定で経済的に就学困難な世帯	添付書類は必要ありません。 ※ただし、令和7年1月1日の住所地が熊野町でない方に ついては、前住所地にて「令和7年度(令和6年分)課税台帳記 載事項証明書」(世帯全員分)を請求し、提出してください。
10	その他、保護者が死亡した り災害にあった場合など、 特別な理由がある場合	住民票の写、罹災証明書など申請理由によって必要 な書類がありますので、ご相談ください。